

社会福祉法人 雅福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 雅福社会（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条及び評議員選任解任委員の報酬などについて規定するものである。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任解任委員

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定める他、法人の経理規程によるものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会又は評議員会に出席したときは、1日を単位として5,000円支給する。

2 監事が法人及び施設運営の指導、理事会、評議員会への出席及び監査の業務にあたった場合は、1日を単位として5,000円支給する。

3 評議員が評議員会又は理事会に出席したときは、1日を単位として5,000円支給する。

4 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、1日を単位として5,000円支給する。

(役員報酬の支払)

第5条 役員等の報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 役員等が法人業務等で出張する際の旅費交通費に関しては旅費規程に準じて支給することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する場合は法人理事会の議決により行う。

(付則)

1. この規程は、平成16年4月1日から実施する。
2. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成27年3月28日より施行し、平成26年12月13日より適用する。
4. この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。